

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革関連法」が成立しました

**労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が、
事業場の要望に応じて訪問支援に伺います**

平成30年4月から監督署内に「労働時間相談・支援」コーナーを設置しています。「労働時間相談・支援班」が、労働基準法の改正内容等について、説明会の開催、コーナーでの個別相談対応、**要望に応じて事業場を訪問しての説明等**、以下のような内容について、相談・支援を行っています。

- ㊦ **労働基準法等の改正内容**（残業時間の上限規制、割増賃金率の改正等）
- ㊦ **時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般**
- ㊦ **変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入**
- ㊦ **長時間労働の削減に向けた取組み**
- ㊦ **時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金**



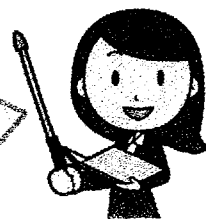
残業時間の上限が規制されるって聞いたけど残業時間を減らすにはどうすればいいんだろう？

有給休暇の取得が義務付けられると聞いたけど…

うちの会社の労働時間制度はこのままでいいのかな…？

「労働時間相談・支援班」の相談・支援は、通常、労働基準監督官が行う労働基準関係法令に基づく行政指導（立ち入り調査等）と違い、中小規模の事業場が労働時間に関する法制度を理解し、長時間労働の削減のための取組みを推進していただけるように、きめ細やかな相談・支援を行うことを目的としています。

まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署（裏面参照）にお問合せ下さい。



厚生労働省・三重労働局・労働基準監督署

労働時間相談・支援班 行

「訪問支援」を希望される場合は、下記のいずれかの方法でお申込み下さい。

- ① 本用紙に必要事項を記入してFAX送信（折り返し担当者から連絡いたします。）
- ② 労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」への電話又は窓口相談

FAX送信

送信日 年 月 日

事業場名
事業場所在地
電話番号
担当者名

FAXの場合、連絡希望の監督署の□に「レ」点をつけて下さい

四日市 労働基準監督署
四日市市新正2-5-23
電話 059-342-0340 FAX 059-351-1660

松阪 労働基準監督署
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3階
電話 0598-51-0015 FAX 0598-51-9988

津 労働基準監督署
津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎1階
電話 059-227-1282 FAX 059-227-1283

伊勢 労働基準監督署
伊勢市船江1-12-16
電話 0596-28-2164 FAX 0596-28-2166

伊賀 労働基準監督署
伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎3階
電話 0595-21-0802 FAX 0595-21-0803

熊野 労働基準監督署
熊野市井戸町672-3
電話 0597-85-2277 FAX 0597-85-2422